

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年6月23日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ喜入店

鹿児島市喜入町5998番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年1月8日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

イ 駐車場出入り口付近を通行する歩行者等の安全確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

ウ 駐輪場、自動二輪車駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して、利用者の安全性の確保を図ること。

エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 定格出力が5.5kWを超える圧縮機については、鹿児島市環境保全条例の特定施設に該当することから、必要な届出を行い、特定工場等として規制基準を遵守すること。

イ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であるので、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

ウ 店舗周辺住民等から騒音、振動などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意を持って対処すること。

エ 廃棄物については、排出抑制とリサイクルに努めること。処分するときは廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。また、同法令に基づき報告や、鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づく計画書の提出

も適切に行うこと。

(4) 都市計画について

当該地は、都市計画において「喜入都市計画区域」，「特定用途制限地域（地域中心地区幹線道路沿道型）」に指定されている。また，かごしまコンパクトなまちづくりプランにおいては，「居住誘導区域内」，「都市機能誘導区域内（地域生活拠点）」となっている。建築物の建築に際しては，関係法令を遵守すること。

(5) 景観について

ア 令和2年1月10日付第31-82号の景観計画区域内行為届出書に係る届出の内容を確実に履行するとともに，本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

イ 屋外広告物を提出する場合には，本市屋外広告物条例を遵守し，許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(6) 建物について

ア 建築基準法及び関係規定を順守すること。

イ 「鹿児島市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」を遵守すること。

(7) その他

所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。